

(事業主、求人者の皆様へ)

改正職業安定法説明会

改正職業安定法につきましては、平成 29 年 3 月 31 日に成立し、段階的に施行されております。

今般、職業紹介事業主の皆様には、改正法の趣旨、内容を十分に理解いただき適正な事業運営に努めていただくため、また、その他の事業主、求人者の皆様には労働者募集時のルール改正、特に、平成 30 年 1 月 1 日から、求職者等に対する労働条件の明示事項の追加・明確化や、労働条件の変更等がある場合の労働契約締結前の労働条件の明示義務が求人者等に新たに生じることから、これらの内容をご理解いただき、今後の募集・採用活動を進めていただくため、改正職業安定法の説明会を開催いたします。

●開催日時 平成 29 年 11 月 22 日 (水)
13:30~15:30
(受付開始 12:45~)

●開催場所 伊勢崎市境総合文化センター
伊勢崎市境木島 818
☎ 0270-76-2222

■参加申込対象者 職業紹介事業主、求人者、情報提供等事業者

■内 容 (1) 改正職業安定法について
(2) 無期転換ルールについて
(3) その他

■申 込 先 群馬労働局職業安定部需給調整事業室
FAX 027-210-5106

■申 込 方 法 別紙「改正職業安定法説明会参加申込書」にご記入の上、
11 月 10 日 (金) までに FAX にてお申込みください。

※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。

【お問い合わせ先】



厚生労働省

群馬労働局職業安定部需給調整事業室

電話：027-210-5105

〒371-0854 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 9 階

群馬労働局職業安定部需給調整事業室 宛

FAX 027-210-5106

※番号はお間違えのないようお願いします。

改正職業安定法説明会参加申込書

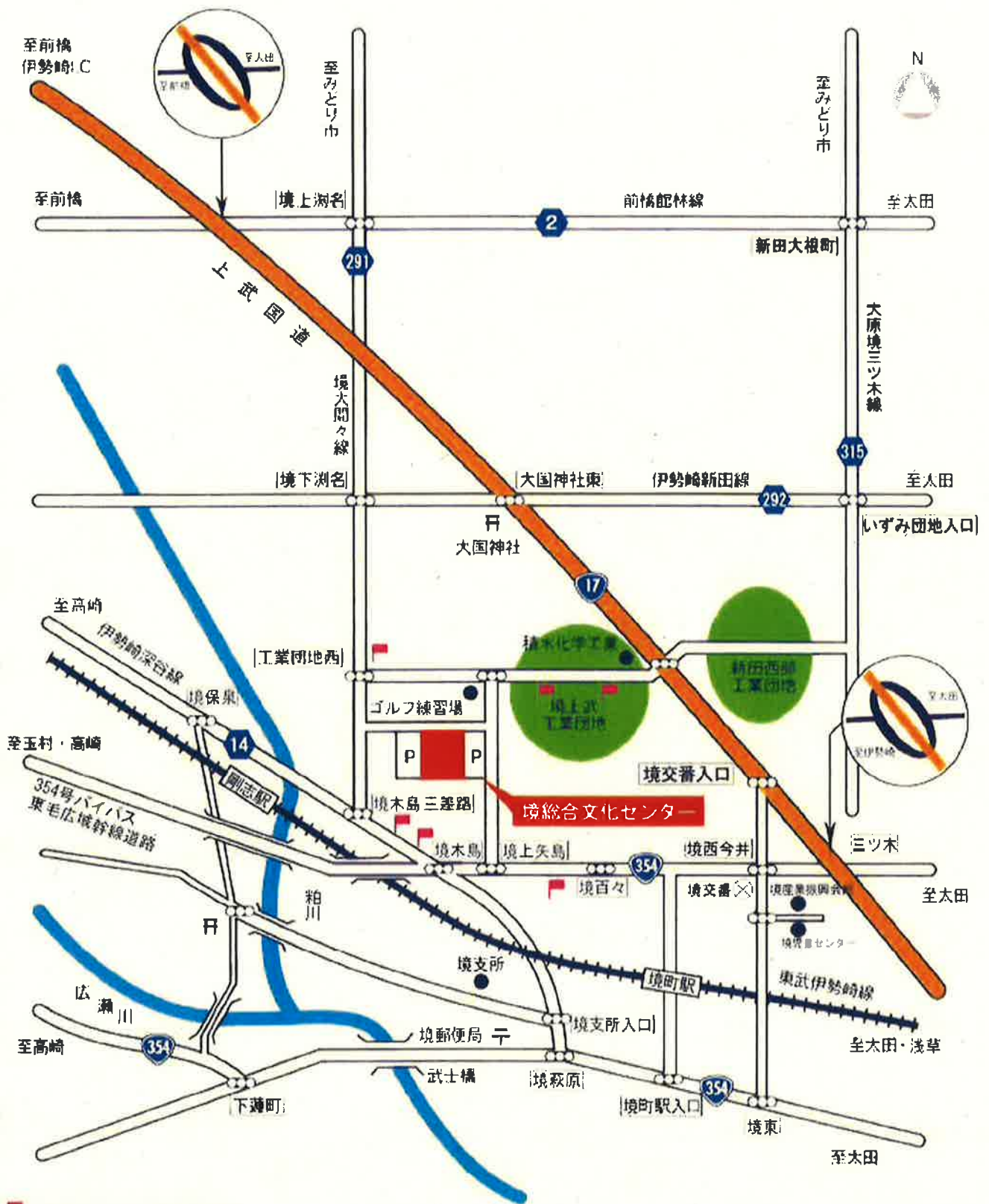
事業所名	
所在地 (〇〇市等からで結構です)	
電話番号 (連絡のつくもの)	
参加者氏名	

※ 連絡等の都合上、もれなくご記入願います

◆ご記入いただきました個人情報、本説明会の目的以外に利用することはありません。

◆当日受付に、この「参加申込書」またはその写しを、必ずご提出下さい。

伊勢崎市境総合文化センターの案内図



■ は文化センターの案内板です

交通のご案内

【電車をご利用の場合】

- 東武伊勢崎線 境町駅より (約2Km) 徒歩25分 タクシー5分
- JR両毛線 伊勢崎駅より (約9Km) タクシー25分
- JR高崎線 深谷駅よりタクシー30分
本庄駅よりタクシー30分

【お車でいらっしゃる場合】

- 関越自動車道-北関東自動車道……伊勢崎I.Cより (上武国道) 15分
- 関越自動車道……本庄・児玉I.Cより (R462利用) 35分
- 東北自動車道-北関東自動車道……伊勢崎I.Cより (上武国道) 15分

伊勢崎市境総合文化センター

〒370-0104 群馬県伊勢崎市境木島818

TEL 0270-76-2222 FAX 0270-76-2277

<http://www12.wind.ne.jp/sakaibunka/>